

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第18号

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを「(令和5年4月1日に採用する者の再任の場合の号給の決定の特例)」に改め、同項を次のように改める。

2 令和5年4月1日に採用する会計年度任用管理用務員のうち、第5条第1項の規定の適用を受ける者(別に定める者を除く。)に対する同項の規定の適用については、同項中「1号給上位」とあるのは「5号給上位」と、「と同一」とあるのは「の4号給上位の号給」とする。

附則第3項及び第4項を次のように改める。

3 前項の別に定める者の号給の決定については、前項の規定の適用を受ける者との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 令和5年4月1日に採用する会計年度任用管理用務員のうち、第5条第2項の規定の適用を受ける者に対する同項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用される前項」と、「と同一」とあるのは「の4号給上位の号給」とする。

附則第5項の見出しを削り、同項を次のように改める。

5 令和5年4月1日に採用する会計年度任用管理用務員のうち、第6条の規定の適用を受ける者に対する同条第1項の規定の適用については、同項中「初任給基準表(2)の項に掲げる者を除く」とあるのは「附則第2項の規定の適用を受ける者に限る」と、「と同一」とあるのは「の4号給上位の号給」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第3項又は附則第5項の規定により読み替えて適用される前項」と、「前条」とあるのは「前条又は附則第3項」とする。

附則に次の1項を加える。

(その他の経過措置)

6 前各項に定めるもののほか、この附則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、教育長が定める。

別表(1)の項及び(2)の項中「1」を「5」に改める。

第2条 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第6項を附則第9項とし、附則第5項の次に次の見出し及び3項を加える。

(令和6年4月1日に採用する者の再任の場合の号給の決定の特例)

6 令和6年4月1日に採用する会計年度任用管理用務員のうち、第5条第1項の規定の適用を受ける者に対する同項の規定の適用については、同項中「1号給上位」とあるのは「3号給下位」と、「と同一」とあるのは「の4号給下位の号給」とする。

7 令和6年4月1日に採用する会計年度任用管理用務員のうち、第5条第2項の規定の適用を受ける者に対する同項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えて適用される前項」と、「と同一」とあるのは「の4号給下位の号給」とする。

8 令和6年4月1日に採用する会計年度任用管理用務員のうち、第6条の規定の適用を受ける者に対する同条第1項の規定の適用については、同項中「と同一」とあるのは「の4号給下位の号給」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第8項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

別表(1)の項及び(2)の項中「5」を「1」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)